

堺商工会議所青年部 WEB 版会員名簿 利用規程

平成 28 年 1 月 28 日制定

(利用規程の目的)

第 1 条 堺商工会議所青年部は WEB 版の会員名簿を作成し、利用するにあたり名簿の適正な基準を定め当青年部活動の活性化と会員相互の連絡調整を図り、併せて当青年部会員の個人情報の保護に資することを目的とする。

(個人情報の取り扱い)

第 2 条 当青年部の会員は名簿に登載された情報の重要性を認識し、個人の権利利益を保護するため、名簿の目的外利用又は名簿情報の漏洩など、個人情報の保護に反する不正な取扱いをしてはならない。

(管理者)

第 3 条 名簿に関する会員からの問合せ、相談等に対応するほか、名簿情報の収集、名簿の作成、名簿の配布、名簿情報の訂正等を行うために、管理者を当青年部 事務局とする。

(名簿の利用目的)

第 4 条 名簿の利用目的は次に掲げる事項とする。

- (1) 当青年部会員の把握、連絡調整
- (2) 当青年部の会議または緊急事項等の連絡
- (3) 会員相互の情報交換
- (4) 当青年部が主催する事業等に関する連絡・案内等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、役員会で決定した利用目的

(名簿の有効期限)

第 5 条 名簿の閲覧・登載期間は会員資格を有する期間内とする。退会・卒業によって会員資格を喪失した時点で管理者が ID・PASSWORD を無効化し、登載情報を削除する。

(名簿登載情報の訂正等)

第 6 条 原則、事務局が登載情報の訂正・追加等を行うが、自身の情報に限り会員自ら訂正・追加等を行うことができる。

なお、会員情報に変更が生じた場合には別途事務局に届け出を行うこととする。

(名簿の利用及び管理)

- 第7条 会員は、災害その他の緊急時の場合で、かつ本人からの同意を得ることが困難なときを除き、名簿を利用目的以外(営業活動等)に利用してはならない。
- 2 会員は、名簿に情報が掲載されている者以外に名簿情報を漏らしてはならない。
 - 3 会員は、名簿情報が第三者に漏れないように適正に管理しなければならない。名簿はWEB上で閲覧するに留め、印刷を行わないこと。

(その他)

- 第8条 この規程を改正又は廃止すること、及びこの規程に定めのない事項については当青年部役員会で決定するものとする。

附則

この規程は、平成28年1月28日から施行する。